

Q-追5

擁壁の水抜き穴の設置について

改正履歴

令和3年3月作成

雨水、地下水等により擁壁裏面の含水量が増加すると土圧、水圧が増加します。また基礎のすべり抵抗力を低下させることもあり、擁壁の倒壊を引き起こすおそれがあります。

擁壁に設ける水抜き穴の規定は、このような事故を防ぐためのものです。

建築基準法施行令第142条第1項第三号の規定により、擁壁には裏面の排水を良くするため水抜き穴を設けることとされています。宅地造成等規制法施行令第10条には擁壁の壁面3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の耐水性の材料を用いた水抜き穴を設けることとされています。

この規定は、擁壁の壁面の全面積を水抜き穴の総数で除したものが3㎡以内となるよう求めているものと考えられます。また、水抜き穴は擁壁の下部に重点的に配置するなど、排水を有効とするための配慮が必要です。

※「福岡市確認申請の手引き」では、2㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が5.0cm以上の水抜き穴も可としています。